

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年1月27日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成22年2月12日から同年3月4日まで縦覧に供する。

平成22年2月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
三豊市	単独県費補助土地改良事業（水路改修）西上地区	三豊市山本支所事業課
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）長瀬地区	〃